

柏市上下水道料金徴収等業務に関するプロポーザル方式募集要領

1 業務委託の目的及び概要

(1) 目的

本業務委託については、民間事業の創造性、専門性、ノウハウを活かした各社独自の企画・立案の中から優れたものを採用することで、本業務遂行スキルを有する業務従事者を活用するとともに、各社が有する人材教育・業務設計等のノウハウを活用して、効果的・効率的な業務執行体制を構築・運営し、本業務を円滑かつ安定的に運営することにより、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図ることを目的とする。

(2) 業務概要

次のア、イの各業務に係る窓口及び電話対応、料金等の収納、材料調達、電算システムの構築及び運営、データ入力並びにマニュアル及びFAQの作成等の業務を行うこと。

ア 水道料金、下水道使用料等に関する業務

水道メーター検針、上下水道料金算定・収納、滞納整理、申込み受付等

イ 給水装置の工事等に関する業務

給水装置工事等申込み受付・書類審査、工事完了検査、埋設管管網図交付・内容説明等

(3) 予定契約期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

令和9年度中に引継ぎを行うものとし、令和10年度から業務を開始するものとする。

(4) 予定金額（上限金額）（消費税額及び地方消費税額を含む。）

予定契約期間6年間の合計の予定金額は、2,827,000,000円を上限金額とする。

当該金額は、契約期間における委託料の総額であり、令和9年度から令和14年度までの債務負担行為の設定により、予算措置をしている。

なお、予定契約期間内の各年度における金額は、令和9年度0円、令和10年度以降の各年度は均等とする。各年度における各月の金額は、それぞれ均等とする（端数は調整）。

2 参加資格

参加資格を有する者は、令和 8 年 8 月 3 日（公募日）から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 登録状況

- ア 柏市競争入札参加資格者として登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は令和 8 年 8 月 3 日（公募日）前 6 カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和 62 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 26 年 12 月 18 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

(2) 所在

本店（主たる事業所）が日本国内にあること。ただし、本店（主たる事業所）は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと。）。

(3) 許認可等

次のいずれかの許認可を有していること。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク（令和 8 年 8 月 3 日（公募日）まで連続して 4 年以上認定を受けている場合に限る。）
- イ ISO 27001（ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム）

(4) 実績

給水人口 20 万人以上の国内の上下水道事業体が、平成 28 年度以降に発注した、水道及び下水道業務に関する窓口業務、電話対応業務、水道メーター検針業務、請求・収納業務、給水工事に係る申請等受付業務及び電算システム構築・運用業務の各業務全てについて、元請として履行完了

（履行中を含む。）した実績があること。

(5) 労働条件

ア 社会保険に加入していること（加入の義務がない場合を除く。）。

イ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）を遵守すること。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始，質疑書受付開始，提案書等受付開始	令和 8 年 8 月 3 日（月）
参加意思表示書受付締切及び質疑書の締切	令和 8 年 8 月 14 日（金）
参加資格要件確認結果通知	令和 8 年 9 月 4 日（金）
質疑書に対する回答	令和 8 年 9 月 15 日（火）
提案書等の提出締切	令和 8 年 10 月 2 日（金）
プレゼンテーション	令和 8 年 11 月 9 日（月）
プロポーザル方式結果通知	令和 8 年 11 月 16 日（月）
契約締結日（予定）	令和 9 年 3 月 31 日（水）

4 参加意思表示について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和8年8月14日（金）午後5時まで

イ 郵送の場合

令和8年8月14日（金）必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表示書（第1号様式）

イ 暴力団排除に係る誓約書（第2号様式）

ウ 2（3）ア又はイの許認可等を有することを証する書面の写し

エ 2（4）の実績の契約書の写し。なお，契約期間が1年を超える実績の契約書の写しである場合は，当該契約書の1枚目の下部余白に，1年当たりの金額及び計算式を赤字で記入すること。

オ 社会保険及び最低賃金法適用報告書（第3号様式）

カ 貸借対照表，損益計算書，株主資本変動計算書，法人税申告書（別表1，4，5），販売及び一般管理費の内訳，売上原価内訳書，勘定科目の内訳書，キャッシュフロー計算書（作成している場合）及び

営業報告書（作成している場合）で、提出時点における最新の決算分を含む過去３年分のもの（これらが電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

柏市上下水道局料金課料金係（柏市上下水道局庁舎２階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

ウ ただし、（２）カについては、電子メール等でワード、エクセル、パワーポイント又はPDFのデータも提出すること。

(4) 部数

２部

(5) 参加の可否

参加資格の確認を行い、令和８年９月４日（金）までに参加の意思表示をした全ての者に対して参加資格要件確認結果を電子メールにて通知します。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（第４号様式）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ 質疑は、日本語により行うこと。

ウ メールの件名は【柏市上下水道料金徴収等業務に関するプロポーザルに係る質疑書の送付】とすること

エ 送付先：ryokin@city.kashiwa.chiba.jp

オ 送付した際は、事務局（０４－７１６７－１４０９）に電話し到着確認をすること

カ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない

(2) 質疑期間

令和８年８月３日から令和８年８月１４日（午後５時）まで

(3) 回答方法

令和８年９月１５日までに市ホームページに掲載する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、令和8年10月2日までに辞退届（第5号様式）を事務局あてに郵送又は持参により提出すること。

7 提案書等の作成及び提出

(1) 提案内容

別紙「柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル審査基準」の項目に沿って記載すること。

(2) 提出書類

ア 様式

- (ア) 誓約書（第6号様式）
- (イ) 会社（法人）概要（第7号様式）
- (ウ) 業務委託契約実績書（第8号様式）
- (エ) 実施体制計画書（第9号様式）
- (オ) 提案書（第10号様式の1から第10号様式の5まで）
- (カ) 経費見積書及び経費見積内訳書（第11号様式及び第11号様式の2）

イ 形式

- (ア) ア（オ）の提案書の項目ごとの提案は、一つに限定すること。
- (イ) アの全ての様式について、A4判で作成し、1部ずつファイルにとじること。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルにとじることができれば可とする。
- (ウ) ファイルの表紙及び背表紙に提出者名及び正本又は副本の別を記載し、副本については1部ごとに整理番号を付けること。
- (エ) 使用する文字の大きさは、10ポイント以上を目安とすること。
- (オ) 提案書のページ数や文字数の制限は、不問とするが、極端に多くならないようにすること。
なお、別冊資料の添付は、不可とすること。
- (カ) 提案書の内容は、審査基準に示す評価項目を明示して、評価項目の番号順に、評価内容に沿った具体的な提案を記載すること。どの評価項目に対する記載か不明瞭なものは、採点の対象外とする場合がある。

(キ) 提案書には目次を必ず作成し、審査基準に示す評価項目の記載が提案書の何ページにあるか分かるよう明記すること。

(ク) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は、可とする。

(ケ) ページ番号を振ること。

(コ) 書類提出後の記載内容の変更及び差し替えは、不可とする。

(カ) 日本語により作成すること。

(3) 部数

16部（正本1部及び副本15部（委員及び事務局用））

(4) 期限

ア 持参の場合

令和8年10月2日 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和8年10月2日 必着

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

柏市上下水道局料金課料金係（柏市上下水道局庁舎2階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

ウ ただし、(2) ア(イ)から(オ)までについては、電子メール等でワード、エクセル、パワーポイント又はPDFのデータも提出すること。

8 プレゼンテーション

(1) 日付

ア 令和8年11月9日（月）（予定のため、場合により日付の変更の可能性がある。）

イ 開始時間等の詳細については、令和8年10月22日（木）までに、提案書等の提出をした者に対し、電子メールにより連絡する。

(2) 場所

柏市上下水道局 大会議室（401・402会議室） 柏市上下水道局4階

(3) 実施時間

70分以内とする（目安：説明30分＋質疑40分、セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(4) 人数

- ア 契約した際の責任者（担当者）を含め5名以内とする。
- イ 発言は、正社員が行うこと。

(5) 貸出物品

- 机，椅子，スクリーン，プロジェクター及びHDMIケーブルとする。
- それ以外の物品については，提案者の負担において用意すること。

(6) 追加資料提出等の可否

- ア プレゼンテーションの際に，追加資料の提出を行うことは不可とする。
- イ プレゼンテーションの際に使用する資料（プロジェクターで投影する資料等）は，全て提案書に含めること（提案書に含まれない資料の投影は，認めない。）。

9 審査基準

別紙「柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル審査基準」を参照すること。

10 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は，柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市上下水道料金徴収等業務委託）における，書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

- ア 各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- イ ただし，次のいずれかに該当する場合には，総得点が最も高い提案であっても各委員の協議によって最優秀提案としないことがある。
 - (ア) 審査した委員の総得点が，満点（審査した委員の人数×1，000点）の6割に満たない場合
 - (イ) いずれかの委員が1項目でも最低評価（E評価）とした場合
 - (ウ) 委員から契約候補者の契約履行の能力に疑義が出た場合
- ウ 総得点が最も高い提案が複数あるときは，総得点が最も高い提案のうちから，各委員の協議によって最優秀提案を選定する。
- エ 最優秀提案者と契約を締結できない場合は，次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

オ なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

1 1 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。

1 2 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

1 3 契約手続き

最優秀提案者と業務内容等について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結する。

契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

最優秀提案者と契約合意に至らなかった場合、次順位の提案者と交渉を行う場合がある。

1 4 事務局

(1) 担当部署

柏市上下水道局料金課 料金係（柏市上下水道局庁舎2階）

(2) 連絡先

〒277-0025 千葉県柏市千代田一丁目2番32号

（柏市上下水道局庁舎2階）

電話番号：04-7167-1409

メールアドレス：ryokin@city.kashiwa.chiba.jp

1 5 その他

(1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。

(3) 提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽

- 等が含まれるときは、提案書等の提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。
- (4) 選定作業等に必要な場合には、複製を作成することがある。
 - (5) 参加業者が1者のみであった場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。その際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。
 - (6) 辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。
 - (7) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。
 - (8) 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
 - (9) 交通渋滞・通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延・運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。
 - (10) 実際に受託した際の実施体制は、実施体制計画書に記載した体制と同程度（レベル）の体制とするよう努めなければならない。
 - (11) 発注者の承諾なく受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない（再委託等の禁止）。
 - (12) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。
 - (13) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ア 参加意思表明書又は提案書等について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
 - ウ 異なる提案を複数提出したとき。
 - エ 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき。
 - オ 仕様を満たさない提案であるとき。
 - カ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合
 - キ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - ク 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - ケ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき。

第 1 号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

参加意思表明書

このことについて、下記のとおりプロポーザル方式への参加を申し込みます。
なお、添付書類及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名

柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル

2 添付書類

(1)

(2)

(3)

※項目を追加して下さい

3 連絡先

(1) 担当部署：

(2) 担当者：

(3) 電話番号：

(4) F A X：

(5) メールアドレス：

第2号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人の場合は私）は、柏市が柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号）に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団と密接な関係を有する者を市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、柏市上下水道事業管理者が必要であると判断した場合は、柏市上下水道事業管理者が市の区域を管轄する警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 柏市入札契約暴力団対策措置要領第2条第2項第3号に規定する有資格業者等（以下「有資格業者等」という。）の役員等（有資格業者等が個人である場合にはその者を、有資格業者等が法人その他の団体である場合にはその役員、その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所、営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員が有資格業者等の経営に実質的に関与している者
- 2 有資格業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 3 有資格業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- 4 有資格業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 有資格業者等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であること又は上記の1から4に該当することを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

※記名・押印は、代表者の記名・押印をすること。（見積り合わせの権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をすること。）

第3号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

社会保険及び最低賃金法適用報告書

当社の社会保険の加入状況は、次のとおりです（該当するものに（括弧内に）○を付けてください。）。

（ ）社会保険に加入している。

次の書類（最新のもの）を添付してください（添付した書類に○を付けてください。）。

	1 健康保険、厚生年金保険料等の「保険料納入告知額・領収済額通知」の写し（厚生労働省年金局事業管理課長が発行したもの）
	2 労働保険料等の「領収書・領収証書」の写し（各労働局が発行したもの）
	3 労働保険の「概算・確定保険料・一般拠出金 申告書」の写し（各労働局に提出したもの）

（ ）社会保険に加入義務がない。

加入義務がない理由を記載した文書（様式等自由。代表者の記名押印があるもの。）に、その事実が確認できる書類、資料等を添付の上、提出してください。

（ ）社会保険に加入していない。

最低賃金法の適用（遵守）について（該当する方の括弧内に○を付けてください。）

（ ）当社は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項等の関係法令を遵守しており、柏市上下水道料金徴収等業務委託を受託した場合は、本受託業務の履行に当たり、最低賃金法第4条第1項等の関係法令を遵守（適用）します。

（ ）当社は、最低賃金法第4条第1項等の関係法令を遵守しておらず、柏市上下水道料金徴収等業務委託を受託した場合は、本受託業務の履行に当たり、最低賃金法第4条第1項等の関係法令を遵守（適用）しません。

第 4 号様式

令和 年 月 日

質 疑 書

柏市上下水道事業管理者 あて

商号・所属	
担当者氏名	
電話番号	

件名【 柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル 】

本案件について、下記のとおり質疑を提出します。

	項目	質疑内容
1		
2		
3		

【期限】

質疑書の提出期限：令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午後 5 時まで

【提出方法，送付先】

- ・ 質疑内容を本様式に記入の上，電子メールに添付し送付すること。
- ・ 送付先：柏市上下水道局料金課
- ・ メールアドレス ryokin@city.kashiwa.chiba.jp

第 5 号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

辞 退 届

は、「柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル」に参加意思表示をしましたが、参加を辞退します。

(辞退の主な理由)

第 6 号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

誓約書

柏市が実施する「柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル」への参加に当たり、下記の事項について、誓約します。

記

- 1 柏市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル募集要領に定める事項を了知し、これを遵守すること。
- 2 この誓約書のほか柏市に提出する書類が事実と相違ないこと。

第 7 号様式

会 社（ 法 人 ） 概 要

1 会社名

2 代表者氏名

3 設立年月日

4 従業員数

5 資本金・基本財産等

6 業務内容

7 過去 3 年間の個人情報に関する事故

☐ あり ☐ なし

※「あり」の場合は，その概要及び対応を記載してください。

()

8 その他特記

第 8 号様式

法人名

業務委託契約実績書

平成 2 8 年度以降における官公庁の受託実績

記入例

業務内容	受託先	受託業務の詳細	従事者数
上下水道 料金徴収 等業務委託	△□市水道局	・受託期間：令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月 ・受託金額：2,000,300,000 円 ・業務内容：上下水道使用開始・休止の受付（電話，窓口），水道料金請求・収納・滞納整理，上下水道料金管理システム・給水装置管理システム構築・運用	①通常期 10 人／日
			②繁忙期 20 人／日
水道メーター検針 業務委託	〇〇市上下水道局	・受託期間：平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 ・受託金額：52,000,000 円 ・業務内容：水道メーター検針	①通常期 30 人／日
			②繁忙期 人／日
給水装置 工事申請 受付業務委託	□〇県営水道	・受託期間：平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月 ・受託金額：108,000,000 円 ・業務内容：給水装置工事申請・相談受付	①通常期 3 人／日
			②繁忙期 6 人／日
		・受託期間： ・受託金額： ・業務内容：	①通常期 人／日
			②繁忙期 人／日
		・受託期間： ・受託金額： ・業務内容：	①通常期 人／日
			②繁忙期 人／日

※上記に記載する実績は，募集要領 2（4）の要件を満たすものに限りします。

※受託時期が新しいものから順に記入してください。

※受託金額は，税抜きの金額を記入してください。

※従事者数を通常期と繁忙期に区別できない場合は，通常期の欄に記入してください。

※記入欄が不足する場合は，記入欄を適宜追加してください。

第 9 号様式

法人名

実施体制計画書

業務を受注した場合の実施体制について、記載してください。

区分	配置 人員	内 訳		有資格，経験内容・年 数等
		担当業務	雇用区分	
統括業務管 理責任者	人		正社員 人 非正規 人 ()	
副統括業務 管理責任者	人		正社員 人 非正規 人 ()	
業務管理責 任者	1 人	上下水道料金請 求・収納業務・ 滞納整理業務	正社員 1 人	・正社員 1 人 上下水道料金請求・収 納業務を 4 年以上経験 した者を配置予定
業務管理責 任者	2 人	電算システム構 築・運営業務	正社員 1 人 非正規 1 人 (派遣社員)	・正社員 1 人 氏名：△川花子 協力会社○○システム 正社員 ○□県営水道の委託業 務で水道料金システム 運営業務を 3 年経験 ○□県営水道システム 運営業務と兼務 ・派遣社員 1 人 水道料金システム運営 業務を 3 年以上経験し た者を配置予定

記入例

業務従事者	10人	上下水道料金料金請求・収納業務	正社員 2人 非正規 8人 (パート)	・正社員2人 上下水道料金料金請求・収納業務を2年以上経験した者を配置予定 ・パート5人 水道料金コールセンターを1年以上経験した者を配置予定 ・パート3人 新規採用
-------	-----	-----------------	---------------------------	---

※行は適宜追加してください。

※業務管理責任者及び業務従事者については、所管する担当業務ごとに1行とするなど、所管する担当業務ごとの配置人数等が分かるようにしてください。

※統括業務管理責任者、副統括業務管理責任者、業務管理責任者については、配置予定者が決まっている場合、1人につき1行で記入しても可とします。

※内訳／雇用区分の欄中、非正規の括弧内については、契約社員、派遣社員、嘱託社員、パートタイム社員などの雇用区分を記入してください。

※本受託業務に専属でない者（兼務）がいる場合は、兼務する他業務の内容及び人数が分かるように記入してください。

第 10 号様式の 1

法人名

提案書（その 1）

1 信頼性・個人情報保護（評価項目 1（1）から（4）まで）

信頼性の各評価項目について、評価内容に沿った具体的な提案を行ってください。具体的な記入方法は次のとおりです。

実績を例にする場合は、本業務を受託した場合に実現可能なもののみ記入するとともに、費用対効果等も可能な限り記入してください。

〔記入方法〕

1 信頼性・個人情報保護

- （1）経営状況
- （2）コンプライアンス
- （3）個人情報の保護対策
- （4）受託実績

と評価項目を明示したうえで、具体的な提案を行ってください。

第10号様式の2

法人名

提案書（その2）

2 受託に対する意欲・能力（評価項目 2（1）から（4）まで）

受託に対する意欲・能力の各評価項目について、評価内容に沿った具体的な提案を行ってください。具体的な記入方法は次のとおりです。

実績を例にする場合は、本業務を受託した場合に実現可能なもののみ記入するとともに、費用対効果等も可能な限り記入してください。

なお、業務遂行基準の到達点は、実現可能な値としてください（目標や希望的な値とはしないでください。）。

[記入方法]

2 受託に対する意欲・能力

- (1) 円滑に業務開始できる能力
- (2) 滞りなく業務遂行する能力
- (3) 業務を効率的・効果的に継続して行える体制の整備
- (4) 業務遂行基準の到達点

の順で評価項目を明示したうえで、具体的な提案を行ってください。

第10号様式の3

法人名

提案書（その3）

3 人員体制について（評価項目 3（1）から（3）まで）

(1) 労働環境に関する各設問について、「はい、いいえ」の該当する方を○で囲んでください。

項目	内容	該当
労働条件	就業規則，雇用契約，労使協定等の労働条件について，適切な内容となっていますか。	はい いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し，記録していますか。	はい いいえ
	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい いいえ
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか，また，産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	はい いいえ
賃金	賃金台帳等から適正な計算，支払が行われていますか。	はい いいえ
	時間外，休日等の割増賃金について，適正に賃金を支払っていますか。	はい いいえ
帳簿等の整備	法定三帳簿（労働者名簿，賃金台帳，出勤簿）が整備されていますか。	はい いいえ

(2) 人員体制の各評価項目について，評価内容に沿った具体的な提案を行ってください。具体的な記入方法は次のとおりです。

実績を例にする場合は，本業務を受託した場合に実現可能なもののみ記入するとともに，費用対効果等も可能な限り記入してください。

なお，実施体制については，実施体制計画書（第9号様式）に記入してください。

[記入方法]

3 人員体制

- (1) 配置要員に対する考え方
- (2) 補完体制
- (3) 業務工程に応じた柔軟性

の順で評価項目を明示したうえで、具体的な提案を行ってください。

第10号様式の4

法人名

提案書（その4）

4 研修体制について（評価項目 4（1）及び（2））

研修体制の各評価項目について、評価内容に沿った具体的な提案を行ってください。具体的な記入方法は次のとおりです。

実績を例にする場合は、本業務を受託した場合に実現可能なもののみ記入するとともに、費用対効果等も可能な限り記入してください。

〔記入方法〕

4 研修体制

（1）研修方法

（2）情報の共有化

の順で評価項目を明示したうえで、具体的な提案を行ってください。

第 10 号様式の 5

法人名

提案書（その 5）

5 危機管理について（評価項目 5（1）から（3）まで）

危機管理の各評価項目について、評価内容に沿った具体的な提案を行ってください。具体的な記入方法は次のとおりです。

実績を例にする場合は、本業務を受託した場合に実現可能なもののみ記入するとともに、費用対効果等も可能な限り記入してください。

〔記入方法〕

5 危機管理

- （1）全般的な予防
- （2）各業務における誤りの防止
- （3）行政対象暴力への対応

の順で評価項目を明示したうえで、具体的な提案を行ってください。

第 1 1 号様式

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

経費見積書

柏市上下水道料金徴収等業務委託に伴う経費の見積金額（税抜）は、下記のとおりです。

記

1 見積金額合計

円（※1）

2 各年度の支払額

(1) 令和 9 年度支払額	0 円（税抜）
(1) 令和 1 0 年度支払額	円（税抜）
(2) 令和 1 1 年度支払額	円（税抜）
(3) 令和 1 2 年度支払額	円（税抜）
(4) 令和 1 3 年度支払額	円（税抜）
(5) 令和 1 4 年度支払額	円（税抜）

※1 予定契約期間 6 年間の合計の契約金額は、見積金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、提案書等の提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定契約期間 6 年間の合計（※2）の契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記入してください。

※2 予定契約期間 6 年間の合計の予定金額は、消費税額及び地方消費税額を含んだ金額で、2, 8 2 7, 0 0 0, 0 0 0 円を上限金額としており、上限金額を超える提案は、失格となります。

第 1 1 号様式の 2

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

経費見積内訳書

第 1 0 号様式の見積金額の内訳は、次表のとおりです。

(単位：円)

項目	金額	備考
＜直接人件費（基本給，能力給，通勤等各種手当）＞（A）		
社員（管理職）		
社員（一般職）		
（社員）		
人件費合計		
＜間接人件費（社会保険料，労働保険料，各種引当金，福利厚生費 など）＞（B）		
社員（管理職）		
社員（一般職）		
（社員）		
間接人件費合計		
＜物件費＞（C）		
直接物品費		
業務管理費		
物件費合計		
＜諸経費＞（D）		
一般管理費		
＜その他＞（E）		
合計（A + B + C + D + E）		

※括弧内については、契約社員，派遣社員，嘱託社員，パートタイム社員などの雇用区分を記入してください。